

3

予算、収支計画及び資金計画

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）については、平成23年度中に国庫納付すること。

中期計画

(1) 予算

(単位：百万円)

区 分		総 計
収入	運営費交付金	42,121
	施設整備費補助金	2,410
	受託収入	2,188
	施設利用料等収入	287
	計	47,006
支出	業務経費	19,101
	施設整備費	2,410
	受託経費	2,124
	人件費	20,533
	一般管理費	2,837
	計	47,006

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中 16,835 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、17,477 百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

23年度・・・所要額を積み上げ積算

24年度以降・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（24年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度研究経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：中期計画期間中は0.97として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：中期計画期間中は0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として勘定

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は原則として0とする。ただし、業務経費については、「独立行政法人

の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえた事業規模の縮減分として、平成23年度において平成22年度予算額の11.1%に相当する額を削減。

(2) 収支計画

(単位：百万円)

区 分	総 計
費用の部	45,282
経常費用	45,282
研究業務費	34,540
受託業務費	2,124
一般管理費	7,931
減価償却費	686
収益の部	45,282
運営費交付金収益	42,121
施設利用料等収入	287
受託収入	2,188
資産見返負債戻入	686
純利益	0
目的積立金取崩額	0
純利益	0

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

(3) 資金計画

(単位：百万円)

区 分	総 計
資金支出	47,006
業務活動による支出	44,596
投資活動による支出	2,410
資金収入	47,006
業務活動による収入	44,596
運営費交付金による収入	42,121
施設利用料等収入	287
受託収入	2,188
投資活動による収入	2,410
施設費による収入	2,410

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

年度計画

- (1) 予 算 (別表-1のとおり)
- (2) 収支計画 (別表-2のとおり)
- (3) 資金計画 (別表-3のとおり)

■年度計画における目標設定の考え方

予算、収支計画、資金計画について別表-1～3のとおり計画し、これを適正に実施することとした。

■23年度における取り組み

- (1) 予算（別表-1のとおり）
- (2) 収支計画（別表-2のとおり）
- (3) 資金計画（別表-3のとおり）

(1) 予算

別表-1

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)	備 考
収入	9,517	10,651	1,134	主に施設整備費補助金が予定を上回ったこと等による増。
運営費交付金	8,540	8,540	0	
施設整備費補助金	482	1,030	548	東日本大震災に係る補正予算等による増。
科学技術総合推進費補助金	-	5	5	科学技術総合推進費補助金があったことによる増。
受託収入	438	374	△ 64	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
施設利用料等収入	57	49	△ 8	主に財産賃貸収入が予定を下回ったことによる減。
その他事業収入	-	9	9	科学研究費補助金間接費収入等があったことによる増。
寄附金収入	-	604	604	寄附があったことによる増。
雑収入	-	40	40	土地（別海実験場）の売払等があったことによる増。
支出	9,517	9,722	205	主に施設整備費が予定を上回ったこと等による増。
業務経費	3,897	3,767	△ 130	一部の業務（改修事業等）を翌年度に繰越執行したことによる減。
施設整備費	482	1,030	548	東日本大震災に係る補正予算等による増。
科学技術総合推進費	-	5	5	科学技術総合推進費補助金があったことによる増。
受託経費	425	347	△ 78	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
人件費	4,137	4,010	△ 127	支給実績が予定を下回ったことによる減。
一般管理費	576	564	△ 12	予算管理の厳格化、共同調達の実施等による減。

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

(2) 収支計画

別表一2

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)	備 考
費用の部	9,251	8,956	△ 295	主に研究業務費が予定を下回ったことによる減。
経常費用	9,251	8,956	△ 295	主に研究業務費が予定を下回ったことによる減。
研究業務費	6,996	6,620	△ 376	外部委託費が予定を下回ったことによる減。
受託業務費	425	345	△ 80	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
一般管理費	1,615	1,575	△ 40	予算管理の厳格化、共同調達の実施等による減。
減価償却費	216	345	129	運営費交付金で取得した資産の減価償却費等による増。
その他経常費用	-	71	71	施設整備費補助金で整備した施設における既存施設の撤去費用が発生したことなどによる増。
収益の部	9,251	8,954	△ 297	主に運営費交付金収益が予定を下回ったことによる減。
運営費交付金収益	8,540	8,015	△ 525	一部の業務（改修事業等）を翌年度に繰越執行及び人件費の支給実績が予定を下回ったことによる減。
施設利用料等収入	57	49	△ 8	主に財産賃貸収入が予定を下回ったことによる減。
その他事業収入	-	9	9	主に科学研究費補助金間接費収入があったことによる増。
受託収入	438	363	△ 75	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
施設費収益	-	192	192	預り施設費から施設費収益へ振り替えたことによる増。
補助金等収益	-	5	5	科学技術総合推進費補助金があったことによる増。
寄附金収益	-	4	4	寄附金（日本鉄鋼連盟）を収益化したことによる増。
資産見返負債戻入	216	311	95	運営費交付金等で取得した資産の減価償却費等による増。
その他収益	-	6	6	主に鉄屑売り払い等による収益があったことによる増。
臨時損失	-	14	14	固定資産除却損（別海実験場に係る売り払い）の発生による増。
臨時利益	-	15	15	固定資産売却益（別海実験場に係る売り払い）の発生による増。
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	4	4	前中期目標期間中に取得した減価償却費相当分を取り崩したことによる増。
総利益	-	3	3	-

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

(3) 資金計画

別表-3

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)	備 考
資金支出	9,517	10,550	1,033	前中期目標期間における積立金を国庫納付したことによる増。
業務活動による支出	9,035	9,758	723	前中期目標期間における積立金を国庫納付したことによる増。
投資活動による支出	482	732	250	前年度施設費の支払いが23年度(4月)にあったことによる増。
財務活動による支出	-	60	60	ファイナンスリースにおける債務の返済による増。
資金収入	9,517	9,952	435	主に業務活動による収入が予定を上回ったことによる増。
業務活動による収入	9,035	9,563	528	主に寄附金収入が予定を上回ったことによる増。
運営費交付金による収入	8,540	8,540	0	
施設利用料等収入	57	56	△1	主に財産賃貸収入が予定を下回ったことによる減。
受託収入	438	312	△125	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
補助金等収入	-	5	5	科学技術総合推進費補助金があったことによる増。
寄附金収入	-	604	604	寄附金があったことによる増。
その他の収入	-	46	46	主に科学研究費補助金収入等があったことによる増。
投資活動による収入	482	389	△93	施設費の翌年度繰越による減。
施設費による収入	482	356	△126	施設費の翌年度繰越による減。
その他の収入	-	33	33	主に鉄屑売り払い等があったことによる増。
期首残高	-	2,702	2,702	前年度からの繰越金
期末残高	-	2,104	2,104	翌年度への繰越金

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

受託収入および施設利用料等収入等の変動およびそれに関連した支出の変動はあるが、予算をもとに計画的に執行することとしており、中期目標は達成できるものと考えている。

4

短期借入金の限度額

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。

年度計画

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。

■ 年度計画における目標設定の考え方

資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、中期計画に定めた額と同様に1,500百万円とし、予見し難い事故等に限ることとした。

■ 23年度における取り組み

23年度は、法人にとっての予見し難い事故等の発生がなかったため、短期借入を行わなかった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

24年度以降も、予見し難い事故等の事由により資金不足が生じた場合に対処するための短期借入金の限度額を、中期計画に掲げる額と同額を設定する見込みである。

5

不要財産の処分に関する計画

中期目標

別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）については、平成23年度中に国庫納付すること。

中期計画

保有資産の必要性の見直しを行い、次の資産を国庫返納する。

- ・別海実験場については、平成23年3月に廃止のうえ、平成24年3月に譲渡収入による納付を行う。
- ・湧別実験場については、平成23年3月に廃止のうえ、平成23年12月に現物による納付を行う。
- ・朝霧環境材料観測施設（一部）（平成22年3月廃止）については、平成23年12月に現物による納付を行う。

年度計画

以下の資産の国庫納付を行う。

- ①別海実験場については、平成23年3月に廃止のうえ、平成24年3月に譲渡収入による納付を行う。
- ②湧別実験場については、平成23年3月に廃止のうえ、平成23年12月に現物による納付を行う。
- ③朝霧環境材料観測施設（一部）（平成22年3月廃止）については、平成23年12月に現物による納付を行う。

■年度計画における目標設定の考え方

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、土木研究所が講ずべき措置のうち「支部・事業所等の見直し」で示された保有資産について、前年度までに廃止決定がなされたことから、国庫への返納を行うこととした。

■23年度における取り組み

1. 別海実験場

別海実験場（平成23年3月31日廃止）については、公募手続きにより別海町を譲渡の相手方に決定し、平成24年3月16日に譲渡収入による納付を行った。

2. 湧別実験場

湧別実験場（平成23年3月31日廃止）については、平成23年12月26日付で国土交通省所管国有財産部局長北海道開発局長と不要財産受渡証書を取り交わし、12月26日付で現物による納付を行った。

3. 朝霧環境材料観測施設

朝霧環境材料観測施設（一部）（平成 22 年 3 月 31 日廃止）については、平成 23 年 12 月 27 日付で国土交通省所管国有財産部局長中部地方整備局長と不要財産受渡証書を取り交わし、12 月 27 日付で現物（土地及び工作物（柵））による納付を行った。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

23 年度において、当該中期目標を達成した。

6

重要な財産の処分等に関する計画

中期目標

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

中期計画

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

年度計画

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

■年度計画における目標設定の考え方

「5. 不要財産の処分に関する計画」以外では、処分の予定はないが、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこととした。

■23年度における取り組み

「5. 不要財産の処分に関する計画」に記載した以外では、重要な財産の処分等を行わなかった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

24年度以降においても、引き続き、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこととする。

7

剰余金の使途

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

第2期中期目標期間中からの繰越積立金は、第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

年度計画

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

■ 年度計画における目標設定の考え方

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実および成果普及のために使用することとした。

■ 23年度における取り組み

23年度の「研究開発及び研究基盤整備等目的積立金」は、自己収入等が低減傾向のため申請を行っていない。

また、第2期中期目標期間中からの繰越積立金については、3,815千円を取崩し、有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

中期目標期間中に剰余金（研究開発及び研究基盤整備等目的積立金）が発生した場合には、金額を勘案しながら研究基盤整備等に積極的に活用することにより、中期目標は達成可能であると考えている。

8

その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標

研究所が保有する施設、設備については、研究所の業務に支障のない範囲で、外部の研究機関の利用及び大学・民間企業等との共同利用の促進を図ること。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めること。

また、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮しうよう、適切な維持管理に努めること。

なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこと。

中期計画

実験施設等の効率的な利用のため、主な施設について研究所としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、外部への積極的な実験施設等の貸し出しを図り、自己収入の確保に努めるとともに、利用料に関する受益者負担の適正化を図る。

施設の整備・更新等については、施設整備計画に基づき実施する。

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

なお、中期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。

別表-5

施設整備等の内容	予定額（百万円）	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・給排水関連設備改修 ・屋根、外壁、内装等改修 ・その他土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の推進に必要な施設・設備の整備 	総額 2,410	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金

年度計画

研究所が保有する施設・設備に関する情報共有を図り、つくばと札幌の相互利用を推進する。

主な実験施設等について、平成23年度の利用計画を速やかに策定し、外部の研究機関が利用可能な期間、貸付要件、手続き及び貸付料等必要な情報を得られやすいようにホームページ上で公表する。また、実験施設等の点検整備にあたっては、貸出収入等を活用して、適切な維持管理に努める。

主な実験施設等の稼働実績を調査しその利用状況を把握するほか、保有資産の有効利用、効果的な処分、経済合理性といった観点から、その保有の必要性について、不断に見直しを行う。平成23年度に実施する主な施設の整備・更新等は、(施設整備計画に基づき)別表-7のとおりとする。

別表-7

内容	予定額 (百万円)	財 源
1. 新規整備・更新		
1) 材料力学試験設備更新	63	独立行政法人土木研究所
2) 実験装置格納庫更新	25	施設整備費補助金
新規整備・更新計	88	
2. 改修		
1) 部材耐震強度実験施設加振負荷装置修繕	40	独立行政法人土木研究所
2) 大型動的遠心力載荷試験装置修繕	40	施設整備費補助金
3) 三次元大型振動台修繕	73	
4) 輪荷重走行試験機修繕	23	
5) ダム耐震実験施設改修	108	
6) 土質低温試験室改修	55	
7) 苫小牧寒地試験道路施設改修	55	
改修計	394	
合計	482	

■年度計画における目標設定の考え方

外部機関による施設利用について、引き続き、情報提供の充実に努めるとともに、組織統合による施設等の効率的な運用を図ることとした。また、研究業務等の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を行う。

■23年度における取り組み

1. 施設、設備の効率的な利用

1.1 施設の相互利用の促進

土木研究所で所有する施設等の相互利用を推進するため、施設内容等に関するデータベースを所内イントラネットに掲載し、情報の共有化を図るとともに、外部研究機関等への施設等の貸し出しを促進するため、引き続き、施設等に関する情報提供の充実に努めた。

23年度は、つくば中央研究所の研究業務である暴露試験ほか5件について、寒地土木研究所の試験場の一部(写真-8.1.1参照)や計測器を利用して実施した。また、寒地土木研究所の研究業務である塗装試験ほか1件について、つくば中央研究所の試験機等を利用して実施した。



写真-8.1.1 暴露試験の状況(美々暴露試験場)

1.2 施設等の貸し出し

23年度の施設等の貸し出しは、業務に支障のない範囲での貸し出しに努めた。(図-8.1.1 表-8.1.1)

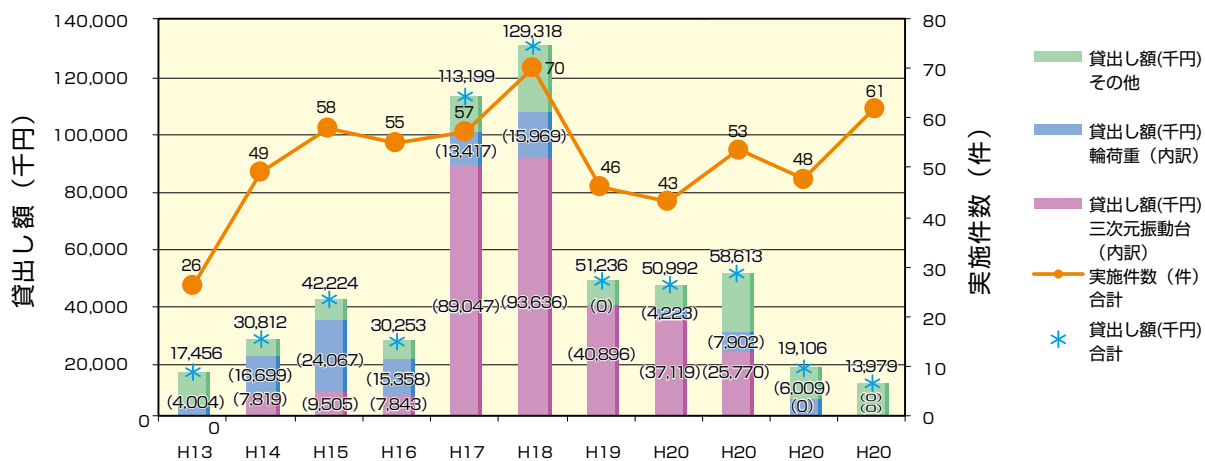


図-8.1.1 貸し出し実績の推移

表-8.1.1 23年度の施設貸し出し実績

No	貸付対象装置、施設等	相手方	貸付期間 (日)	貸付料 (千円)
1	X線顕微鏡	官公庁	3	39
2	基礎機械格納庫、ICHARM 講堂	公益社団法人	212	69
3	気圧湿度温度変換器	民間	90	131
4	講堂、構造物実験施設	社団法人	2	24
5	三分力計	民間	17	52
6	山口川水位流量観測小屋	民間	366	1
7	自動販売機設置場所	民間	366	23
8	浸透実験施設	民間	159	108
9	浸透実験施設	民間	24	13
10	浸透実験施設	民間	6	3
11	盛土実験施設	民間	29	48

No	貸付対象装置、施設等	相手方	貸付期間 (日)	貸付料 (千円)
12	大型動的遠心力載荷試験装置	公益社団法人	60	3,108
13	中型遠心力載荷試験装置	公益社団法人	36	3,481
14	地質実験施設	民間	109	383
15	土工管理実験施設	公益社団法人	10	39
16	土工管理実験施設	公益社団法人	15	58
17	土工管理実験施設	民間	91	13
18	土工実験施設	公益社団法人	19	11
19	土工実験施設	公益社団法人	39	23
20	土工実験施設	民間	46	121
21	土工実験施設	民間	23	14
22	土工実験施設	民間	113	17
23	土工実験施設	民間	38	23
24	土工実験施設	民間	19	172
25	土工実験施設	民間	30	245
26	土工実験施設	民間	5	17
27	土工実験施設	民間	112	16
28	土工実験施設	民間	173	236
29	土工実験施設	民間	52	8
30	部材耐震実験施設	民間	2	1,706
31	舗装走行実験施設	民間	5	90
32	舗装路面騒音研究施設	民間	2	161
33	舗装路面騒音研究施設	民間	5	182
34	路面地すべり測定車	民間	128	179
35	路面地すべり測定車	民間	62	179
36	冷却装置	民間	132	106
37	苫小牧寒地試験道路	官公庁	2	20
38	苫小牧寒地試験道路	官公庁	1	24
39	苫小牧寒地試験道路	大学	4	35
40	苫小牧寒地試験道路	大学	6	144
41	苫小牧寒地試験道路	大学	5	120
42	苫小牧寒地試験道路	民間	1	24
43	苫小牧寒地試験道路	民間	3	71
44	第4実験棟 水理実験施設	民間	70	170
45	第4実験棟 水理実験施設	民間	37	90
46	第4実験棟 高速循環水路	民間	31	477
47	石狩水理実験場	民間	120	1,130
48	石狩水理実験場	民間	113	16
49	石狩実験場	大学	366	22
50	石狩実験場	民間	366	1
51	衝撃加速度測定装置	民間	61	98
52	衝撃加速度測定装置	民間	4	6
53	構内敷地	民間	366	3

No	貸付対象装置、施設等	相手方	貸付期間 (日)	貸付料 (千円)
54	構内敷地	民間	366	3
55	構内敷地	民間	335	18
56	寒地土木研究所 講堂	公益社団法人	1	6
57	寒地土木研究所 講堂	公益社団法人	2	12
58	寒地土木研究所 講堂	社団法人	1	5
59	寒地土木研究所 講堂	社団法人	1	6
60	ラベリング試験機	民間	2	6
61	ポータブル重量計	民間	22	373
計				13,979

1.3 施設・設備の貸し出しに関する情報提供

ホームページによる情報提供は、主要施設紹介・利用計画・手続き方法・規程類および利用料の例等を一部動画を含めて提供したほか、利用者がインターネットで問い合わせができるように「問い合わせフォーム」の運用を行った。

また、関東地方整備局関東技術事務所の建設技術展示館に「土木研究所コーナー」を設け、貸し出しについての説明パネルを掲示している。さらに、つくば市が主催する「つくば産産学連携促進市 in アキバ」に参加し、主に都内中小企業に対して貸し出し施設等の紹介や貸し出し制度の説明等を行った。

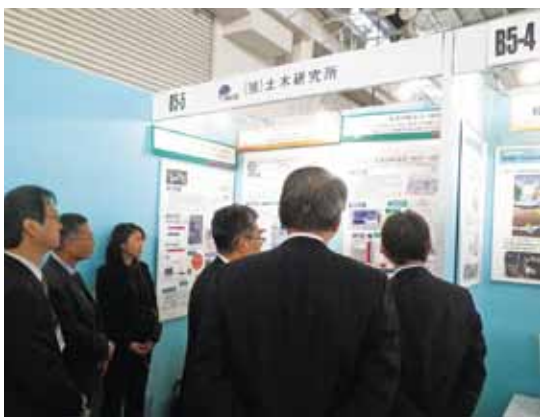


写真-8.1.2 建設技術展示館

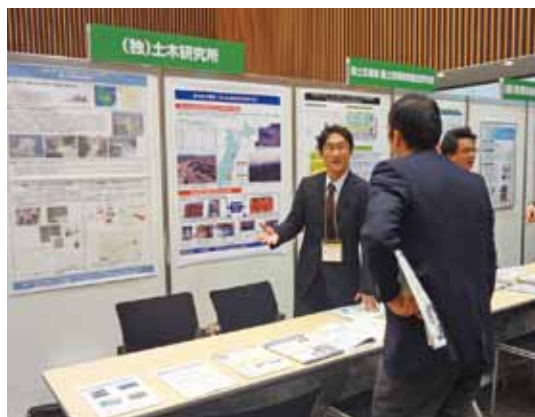


写真-8.1.3 つくば産産学連携促進市 in アキバ

1.4 貸し出し収入等を利用した維持管理

施設等の整備にあたっては、一部貸し出し収入を活用しながら、施設の保全管理水準の向上に努めた。



写真-8.1.4 輪荷重走行試験機の点検状況

2. 施設の整備・更新

23年度は、表-8.1.2に示すとおり実験施設等の改修等を実施した。写真-8.1.5～写真-8.1.6にその主なものを示す。

表-8.1.2 23年度に改修等を実施した実験施設等一覧

施設名(事業名)	実施(契約)金額 (千円)
材料力学試験設備更新	58,706
実験装置格納庫更新	24,316
部材耐震強度実験施設加振負荷装置修繕	37,275
大型動的遠心力载荷試験装置修繕	37,800
三次元大型振動台修繕	68,525
輪荷重走行試験機修繕	22,868
土質低温試験室改修	54,117
苫小牧寒地試験道路施設改修	47,399
ダム水理実験施設改修	199,920
研究・研修施設改修(22年度繰越予算)	160,230
合計	711,156

※ 23年度予算のダム耐震実験施設改修および23年度補正予算の構造物実験施設改修並びに三次元大型振動台改修は、24年度に繰り越して完成する予定である。



写真-8.1.5 材料力学試験設備



写真-8.1.6 実験装置格納庫

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

各研究組織で所有する施設の相互利用を推進するとともに、施設・設備の貸し出しに関する情報提供の充実に努めることにより、中期目標は達成可能と考える。

(2) 人事に関する計画

中期目標

高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため、行政との人事交流を的確に行うこと。

さらに、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図ること。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、総人件費（退職手当等を除く。）についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

中期計画

人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図るとともに、人員の適正配置、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。なお、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化のための人員配置については、平成24年度までに実施する。

また、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

さらに、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下に該当する者（以下「総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等」という。）に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ・競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

※注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は除く。

年度計画

研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を育て、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成することを基本とした人材活用を図るため、以下のような取り組みを行う。

- ①新規採用職員の人材確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等の採用や学位（博士）を有する者等の公募による選考採用を実施する。また、研究開発力強化法を活用した任期付研究員の採用を積極的に実施する。なお、非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託化の推進等により人員管理の効率化に努める。
- ②国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。
- ③人事評価の実施により、職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。
- ④職員の資質向上については、内外の研修を積極的に受講させるほか、学位（博士）及び資格（技術士等）の取得の奨励等を継続する。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、国家公務員と同等のものとなるよう引き続き取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組を引き続き実施することから、平成23年度についても、前年度予算を基準として、1%相当を削減するとともに、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを行う。

■年度計画における目標設定の考え方

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図るとともに、良質な社会資本整備および北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため国土交通省等との計画的な人事交流を行うこととした。

なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）および「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、継続して削減を実施するとともに、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを進めることとした。

■ 23年度における取り組み

1. 必要な人材の確保と職員の資質向上

1.1 新規職員の採用

土木研究所の重点分野、今後の研究ニーズ等を勘案し、土木研究所が必要とする優秀な人材を計画的に採用するため、国家公務員Ⅰ種試験合格者や博士号取得者を対象とした公募を行っている。23年度については、研究職員2名を新規採用した。

1.2 任期付研究員の採用

23年度については、表－8.2.1に示すとおり、8名の専門技術者等を任期付研究員として採用し、研究担当チームに配属した。これらの者を含め、23年度末現在の任期付研究員の数は21名となり、研究者の総数に占める任期付研究員の割合は6.4%で、22年度末の4.5%よりも1.9ポイント向上した。

表－8.2.1 23年度に採用した任期付研究員一覧

研究課題	担当グループ・チーム
・無人自動流量観測技術と精度確保に関する研究 ・人工衛星を用いた広域洪水氾濫域・被害規模および水理量推定技術の開発	水災害研究グループ
・下水道を核とした資源回収・生産・利用技術に関する研究	材料資源研究グループ リサイクルチーム
・鋼橋の耐久性に係る評価技術・維持管理技術の高度化に関する研究 ・既設鋼道路橋における疲労損傷の調査・診断・対策技術に関する研究 ・耐久性能制御による道路橋の設計技術に関する研究 ・溶接施工等における不具合リスクを抑えるための品質管理技術に関する研究	橋梁構造研究グループ
・気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発	水災害研究グループ
・低炭素型水処理・バイオマス利用技術の開発に関する研究 ・地域バイオマスの資源管理と地域モデル構築に関する研究	材料資源研究グループ リサイクルチーム
・積雪寒冷沿岸域の水産生物の生息環境保全に関する研究 ・北方海域の物理環境変化による生物生産性の向上に関する研究	寒地水圏研究グループ 水産土木チーム
・気候変動の影響による雪氷環境の変化並びに道路雪氷対策に関する研究	寒地道路研究グループ 雪氷チーム
・農業水利施設の凍害劣化の診断手法と耐久性向上技術に関する研究	寒地農業基盤研究グループ 水利基盤チーム

1.3 専門研究員の雇用

調査研究業務を効率的かつ効果的に推進するため、表－8.2.2に示すとおり、23年度には新たに専門研究員8名を雇用した。これらの者を含め、23年度末現在の専門研究員の数は25名となった。

専門研究員は、限られた期間内に緊急かつ重点的に実施する必要が生じた課題での調査研究業務の実施や、土木研究所の職員が専門としない異分野における調査研究業務の実施において、効率的かつ効果的な調査研究業務の推進が期待できる場合に、最大5年間を上限として雇用するものである。

専門研究員による調査研究業務の質的な向上を図るには、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。そのため、時間外勤務手当・住居手当等の支給や就業時間のフレックスタイム制の適用等については職員と同様の待遇としている。

表-8.2.2 23年度に採用した専門研究員一覧

研究課題	担当チーム	期間
ダムからの土砂供給が河床環境及び水生生物に及ぼす影響に関する研究	自然共生研究センター	4年
流域からの流出土砂が河川に及ぼす影響の評価と軽減技術に関する研究	自然共生研究センター	5年
流動化する地すべりの発生箇所・到達範囲の予測に関する研究	雪崩・地すべり研究センター	2年
冬季の降雨等ともなう雪崩災害の危険度評価に関する研究	雪崩・地すべり研究センター	3年
統合水資源管理を支援する基盤システム開発に関する研究 他	水災害研究グループ	2年
流域スケールで見た物質動態特性の把握に関する研究	水災害研究グループ	5年
性能目標に応じた橋の地震時限界状態の設定法に関する研究	橋梁構造研究グループ	2年
積雪寒冷地の社会資本整備における良好な景観形成に関する研究	地域景観ユニット	3年

1.4 雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化のための人員配置

本州での雪害対策を強化するため、寒地土木研究所の雪氷分野の研究者1名を雪崩・地すべり研究センターへ配置換を実施した。

1.5 人事評価の実施

職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るため、人事評価(能力評価・業績評価)を行い、23年度から昇任や給与(昇格・昇給・業績手当)、人材育成などに活用した。

1.6 職員の資質向上

土木研究所の職員の資質向上に資するため、研修計画を策定し、自ら英会話研修、研究資質向上研修、管理者研修等を実施し、積極的に受講させるとともに、行政ニーズに的確に対応した研究活動実現のため、国土交通省等が実施する外部の研修についても職員を参加させた。

また、発表経験の少ない若手研究者が学会等を想定したプレゼンテーションを行うことにより発表技術の向上を目指すとともに、発表者以外の聴講する職員にも、適切なディスカッションを経験させるため、若手研究発表会を実施した。23年度は14名の若手研究者が約100名の参加者の中で発表を行った。

さらに、資質向上の一環として、学位の取得を重視し、職員の自発的な取り組みのほか、系統的・継続的な研究課題の設定、査読付き論文の積極的な投稿に向けた指導等を行っている。

23年度は5名の職員が博士の学位を新たに取得し、平成24年5月末日時点での博士号保有者は96名となった(図-8.2.1)。

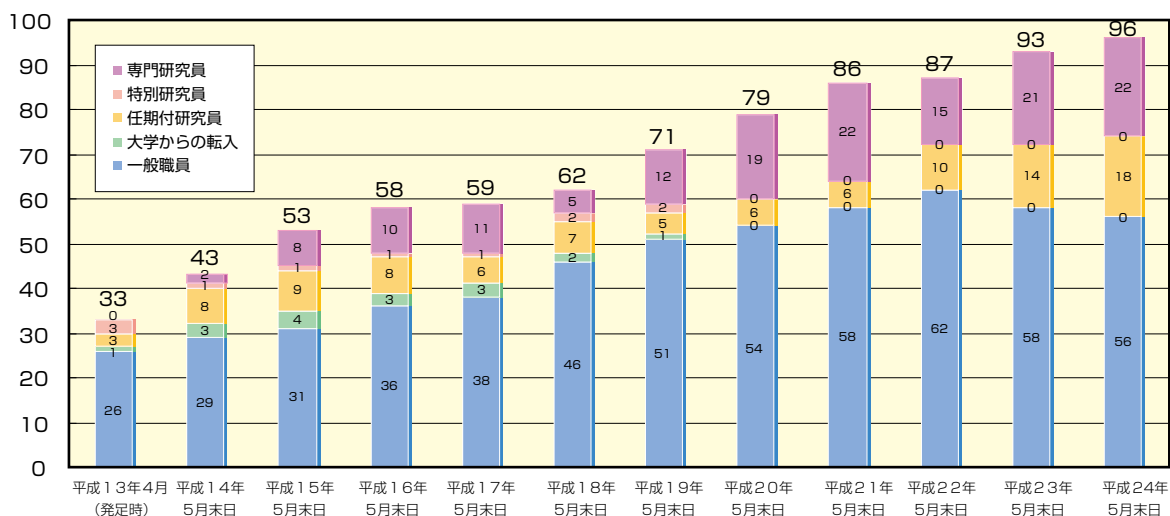


図-8.2.1 博士号保有者の推移

2. 人件費

2.1 給与水準の適正化

土木研究所の給与制度は国家公務員に適用される給与法の俸給表、手当などについて同等の内容としていることから、給与水準は適正なものとなっている。その指標となるラスパイレス指数は対国家公務員で事務・技術職員 94.1、研究職員 91.2 である。

役職員の報酬・給与等については、「独立行政法人の役員の報酬等および職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」（15年9月総務省）に沿ってホームページ上にて公表している（<http://www.pwri.go.jp/jpn/jouhou/jouhou.html>）。

役員報酬は、21年度から期末手当と業績手当に分け、業績手当については独立行政法人評価委員会における業績評価の結果等に応じて支給率を決定することとし、役員としての業績をより明確に反映する仕組みとなっている。

また、職員給与については、職員の人事評価を行い、査定昇給の実施および業績手当の成績率に反映させている。

2.2 総人件費の削減

人件費（退職手当等を除く）については、22年度の予算を基準として1%相当を削減するとともに、人事院勧告に係る給与改定に準じて、土木研究所の給与規程の改正を行うなど、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを行った。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

23年度は、高度な研究業務の推進のための研究職員 18 名を新たに採用し、必要な人材の確保を行うとともに、国土交通行政および事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備および北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に実施した。

また、人事評価を実施し、昇任や給与、人材育成に活用した。

人件費については、人員管理の効率化に努め、中期計画に定めた 23 年度の削減目標を達成した。

24 年度においても引き続き取り組みを実施することで、中期目標を達成できると考えている。